

ピックアップ

寝屋川市はコロナ禍で多くの支援をしてきました 新型コロナ対応緊急事業には 国からの交付金を活用しています

地域の実情に合った新型コロナ対策を行うために、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（新型コロナ臨時交付金）」という特別なお金が自治体の規模に応じて国から支給されています。

これまで国から支給された新型コロナ臨時交付金の金額

合 計	内 訳	
	令和3年度	令和2年度
約42億円	約13億円	約28億7,000万円

新型コロナ臨時交付金は、地域の事情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施することを目的としているため、その使い方には各自治体で“個性”が出ます。

市では今回の「所得減少者支援事業」を始め、新型コロナ臨時交付金や国からの補助金などを活用して、以下のような事業を数多く行っています。

これまでの市独自の活用事例

令和
2年度

3食無料で自宅にお届け！
濃厚接触者などに
配食・買い物支援サービス



クラスターを防ぐ！
介護従事者などに
定期的なPCR検査

自宅でPCR検査を受検！
デリバリー型PCR検査

【個人向け】
●ひとり親家庭に5万円支給
●水道料金（基本料金）2か月免除（計2回実施）
●妊婦に5万円支給
●避難所感染防止対策（テントなど）
●アプリペイで10%還元

【事業者向け】
●事業継続支援金
●休業要請支援金
●感染拡大防止協力支援金
●キャッシュレス決済等導入推進支援補助
●デリバリー・スタートアップ事業支援補助

そのほかにも！

令和
3年度

子どもへの感染を防ぐ！
教員・保育士などに
定期的なPCR検査

市民と事業者をWで支援！
市内で買い物をすると
ギフトが当たる

高齢者のワクチン接種を支援！
接種会場へのタクシー利用を補助

**飲食店従業員などの
雇用維持！**

**自主的なPCR検査費用を
補助！**

【個人向け】
●家庭内感染を防ぐ緊急避難支援
●非課税世帯の大学生などに5万円支給
●高校などの受験料を3万円補助
●自宅療養者の相談体制を確保

【事業者向け】
●雇用調整助成金などの申請費用を補助
●中小企業者等感染拡大協力支援金

そのほかにも！

特集
2

新型コロナウイルス感染症 対応緊急事業

対象者には
1月28日頃から申請書を
発送します

所得が大きく減少した皆さんへ
1人当たり5万円を給付します

全国的にも
珍しい
市
独自!!

所得減少者支援事業

所得減少者支援事業実施本部
ページID 17745

新型コロナの影響が長期化するなか、国では「18歳以下の子ども（子育て世帯）」や「非課税世帯」を対象とした臨時特別給付金などの支援が予定されていますが、市では国の支援が届かない「課税世帯」のうち、所得が大きく減少した人を対象に支援金を給付します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※市から自宅に電話をすることはありません。市の職員をかたった詐欺電話には注意してください。

対 象 者 次の全てに該当する19歳以上の人（平成15年4月1日以前に生まれた人）

- 令和4年1月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている人
 - 令和2年中の総所得金額[※]が前年から30%以上減少し、かつ減少額が5万円以上の人
- ※総合課税に係る所得（事業所得、給与所得など）に損益通算などを適用した後の金額です。

上記に該当する支給対象の人には、1月28日頃から申請書を発送しますので、しばらくお待ちください。

【対象外】	●令和3年度に市民税均等割非課税世帯に属している人
	●令和2年中の総所得金額が655万円以上の人

給 付 額 1人当たり5万円

スケジュール 1月28日頃から対象者に申請書などを発送
2月1日～28日 申請受付
3月 審査、交付決定 ▶ 交付決定者へ支払い

問い合わせ先 コールセンター ☎072・813・1217
午前9時～午後5時30分＝土・日曜日、祝日を除く
※①支給対象であるかの確認など、個人情報に関する質問にはお答えできません②国の子育て世帯、非課税世帯への臨時特別給付金などについての質問には一切お答えできません。

18歳以下の子どもに現金10万円を年内一括支給

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 ☎ こどもを守る課（☎812・2216）
ページID 17504

国が現金の一括給付を選択肢として認めたことから、市ではできる限り早期に子育て世帯への支援を行うため、現金10万円を一括で支給します。市から令和3年9月分の児童手当を受けている人は申請不要（プッシュ型）で、12月27日に児童手当口座に振り込みます。

対 象 0歳～18歳 [平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれ]

※児童手当の所得制限により特例給付を受けている人及びそれに準ずる人は支給対象外です。

支給額 児童一人当たり10万円

申請が必要な世帯 ①養育している児童が高校生のみ
②公務員で勤務先から児童手当を受けている

申 請 1月5日～3月31日に申請書（こどもを守る課で配布又は市ホームページからダウンロード）を直接、こどもを守る課（〒572-8533池田西町28番22号）